

2-1

共通項目

- ① 床段差
- ② 床仕上
- ③ 通路幅
- ④ 建具
- ⑤ 手すり
- ⑥ 設備
- ⑦ 地震対策

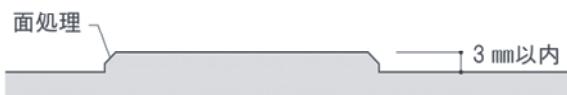
床段差

北海道UD公営住宅整備指針 1-1 ①

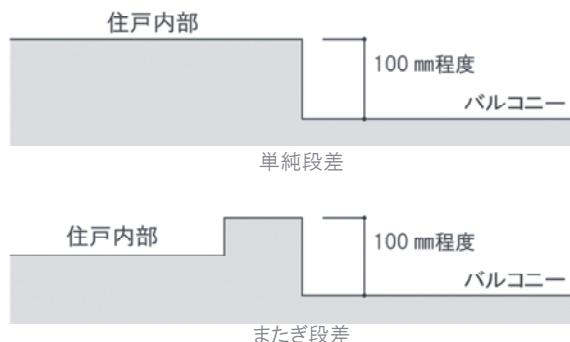
[基本的な考え方]

住戸内の生活では、安全で移動が容易でなくてはなりません。床段差は自立した生活の営みの大きな障害となり、高齢者の転倒事故や車いす（介助者付）や歩行補助具を使用しての移動を阻害することから、段差のない構造とする必要があります。

住戸内に段差を設けない
但し、「住戸出入口（玄関）」、「玄関上がり框」、「バルコニー出入口」、及び通過動線上にない部分的な畳コーナーなどは除く
共用部分主要動線に段差を設けない（但し、2階建住棟の共用階段を除く）
※ここでいう「段差」とは、設計寸法で3mm、施工誤差を見込み仕上がり寸法で5mmを超えるものをいいます。



居間からバルコニーへの出入口は水処理の問題があるため単純段差とすることが望ましい。また、枠等の段差が生じる場合のまたぎ段差も100mm程度とすることが望ましい



通路幅

北海道UD公営住宅整備指針 1-1 ③

[基本的な考え方]

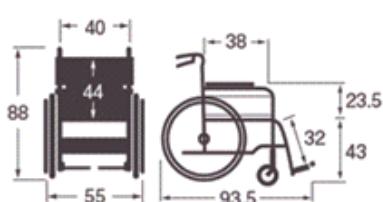
通路幅は、日常的な移動のしやすさだけでなく、介助者付車いす、自走式車いすの利用者でも安全に通過することができ、また、加齢に伴う身体機能の低下による杖歩行や車いす利用などに対応するため、支障なく行動できる幅員を確保する必要があります。

住戸内通路の有効幅員780mm以上※かつ介助用車いすでの移動に支障が無いものとする
※主要住戸内通路（主寝室、居間、便所、玄関を結ぶ通路）については、出入口建具の有効開口幅を750mm以上とする。



(補足)「主要住戸内通路」について

加齢等に伴う身体機能の低下等を伴う状況において特に重視される、日常生活上不可避な基本生活行為（排泄、入浴、洗顔、食事、移動）について、制約を生じさせることは生活の質の観点から大きな問題である。そのため、主寝室、居間、便所、玄関を結ぶ通路を「主要住戸内通路」とし、その通行に関して制約を生じ得る有効幅員の規定について、自立だけなく介助も含めた視点から定めている。



専用品参考サイズ例(単位:cm)

写真
(車いす使用状況での
通路の通過状況①)

写真
(車いす使用状況での
通路の通過状況②)

凡例

基礎事項

配慮事項

建 具

北海道UD公営住宅整備指針 1-1 (4)

[基本的な考え方]

子どもや高齢者、車いす利用者などの動作に配慮し、十分な開口幅・高さを確保するとともに、使いやすい引き手の採用など安全で容易に開閉できるドア形式についての配慮が必要です。また、浴室や便所の建具は緊急時の救出を考慮する必要があります。

主要住戸内通路（主寝室、居間、便所、玄関を結ぶ通路）については、出入口建具の有効開口幅を750mm以上かつ介助用車いすでの移動に支障がないものとする

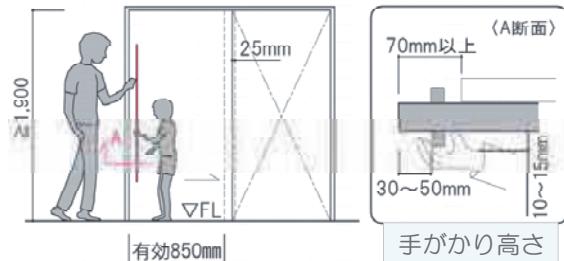
開口部のうち、車いすが斜めに入り出しが見込まれる部分は、有効開口幅を800mm程度確保する

玄関は900mmの有効開口幅を確保する

開き扉の場合は、扉の前後に1,200mm×1,200mmの介助用車いす待機スペースを確保し、レバーハンドルとする

原則引き戸とし、引き手は縦に連続させて設置するとともに、操作しやすい形状とし、手がかりは10mm以上を確保する

開口高さは、1,900mm以上確保することが望ましい



建具の写真①
(全景)

建具の写真②
(手がかり形状)

建具の写真③
(車いす使用状況での
出入口斜め通過状況)

手 す り

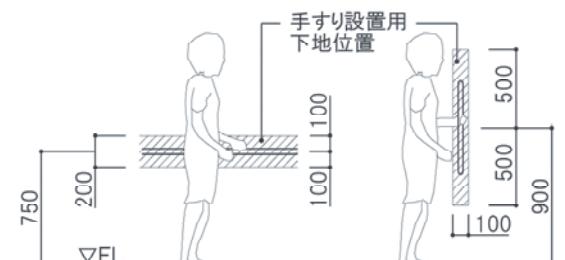
北海道UD公営住宅整備指針 1-1 (5)

[基本的な考え方]

高齢化にともない姿勢の安定保持・立ちすわりの動作が難しくなります。日常生活で体重の上下移動や片足立ちなどの不安定な姿勢になる空間には、補助として手すりの設置が必要です。また、入居者の身体状況等に応じて、入居者自身により個別に手すりが設置される可能性がある箇所には、下地補強を行うことについて検討が必要です。

姿勢の安定や保持のための手すりは、健常者にとっても使用頻度が高いため当初設置とし、伝い歩きのために使用する移動用の手すりは、家具設置などの支障となることが考えられるため、下地補強のみを基本とする

縦手すりL=600、高さFL+900芯とし、横手すりは高さFL+750芯とする

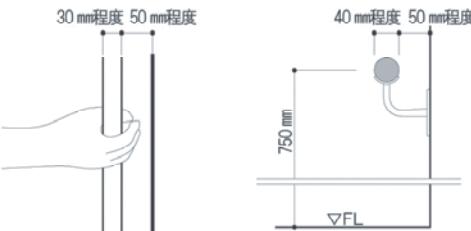


水平手すりの端部は、衣服が引っ掛からないように、壁側または下向きに曲げる

手すりの太さは、便所や浴室での姿勢保持・立ちすわりの場合は握って力を入れる時に使用するため、握りやすい太さ（直径30mm程度）とし、廊下などの歩行補助の場合は移動時に体重をかけるため支えやすい太さ（直径40mm程度）を標準とする。

また、手すりと壁の空き寸法は、握ったときに壁に手がぶつからないよう50mm程度とする

下地補強を行った箇所は入居者が確認できるようにする



設 備

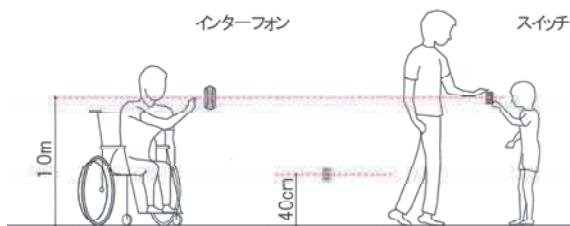
北海道UD公営住宅整備指針 1-1 (6)

[基本的な考え方]

日常多く使われるスイッチ・コンセント類は子どもや高齢者、車いす利用者でも無理な姿勢をせず使用でき、水まわりの水栓機器等も操作しやすく使い方がわかりやすいものを選ぶ必要があります。また、維持管理にも配慮する必要があります。

電気スイッチはワイドスイッチとし、スイッチ中心部を床から1m^{*}程度の高さに設置する
※高齢者が肩を上げずに使用でき、車いすに座った状態や子どもの背丈でも使いやすい高さ

コンセント高さはFL+400^{*}芯を基本とし、家具等の配置を想定し設置する
※高齢者が膝を曲げずに使用でき、車いすに座った状態でも使いやすい高さ



インターホンを設置する

台所及び洗面台の水栓は、シングルレバー混合栓とする

浴室の水栓は、シャワー付混合栓サーモ付とする

照明は、高齢者の視力が低下した場合の適正照度に配慮し、できる限りJIS照度基準の中間値の2倍程度の照度を確保する

住戸内主要動線には、非常用照明を設置する

家具の設置を想定する壁及び天井は入居者による家具転倒防止対策が可能なつくりとする

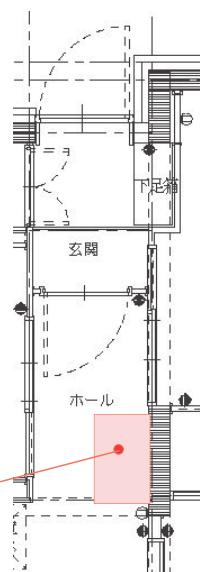
地 震 対 策

北海道UD公営住宅整備指針 1-1 (7)

[基本的な考え方]

地震による家具転倒を考慮し、地震時に避難通路となる主要動線に大型家具を配置しないことが重要です。寝室については、家具の転倒防止に留意し、固定金物の取り付けが可能なように下地補強を行い、室内側から確認できるようにすることなどの検討も必要です。

家具の配置を想定する壁及び天井には、家具の転倒防止用具を設置できるように鴨居・横木や下地の補強を行い、倒れた家具による主要動線の閉塞と散乱した食器の破片等による怪我の未然防止につとめる。



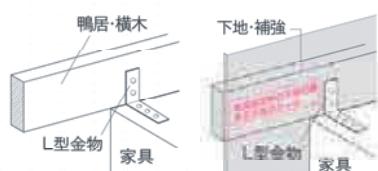
電話台やスイッチ類の配置壁とし、大型の持込家具が配置されないように計画する

主要動線の地震対策

鴨居・横木や下地補強を行った部分に持ち込み家具の転倒防止金物を設置することができる旨、入居者に周知する。



地震により、棚の中の食器が居間に散乱し、通路を塞いた状況



家具の固定方法

凡例

■ 基礎事項

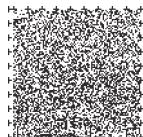
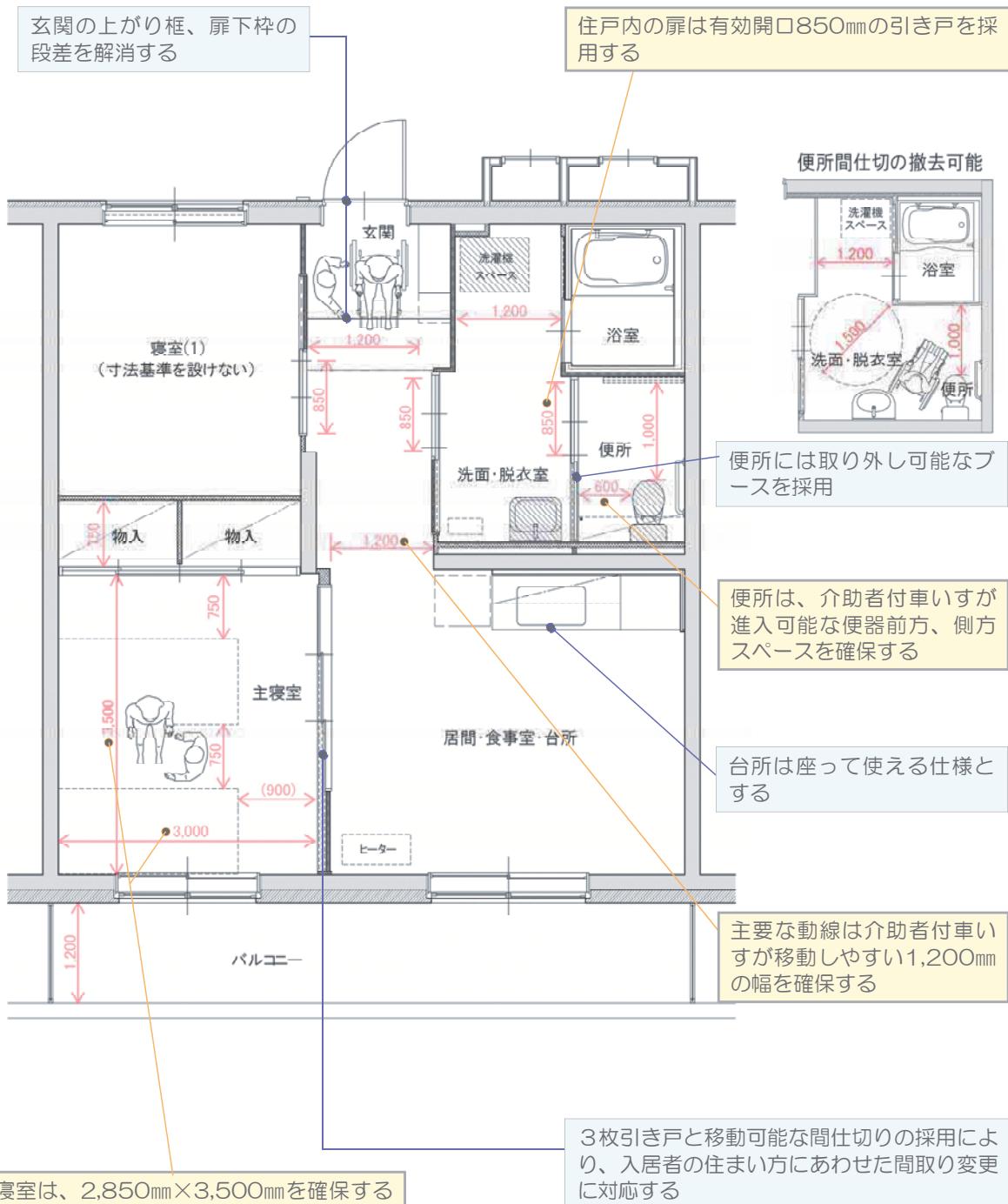
□ 配慮事項

一般住戸平面（基本仕様）

⑩

[基本的な考え方]

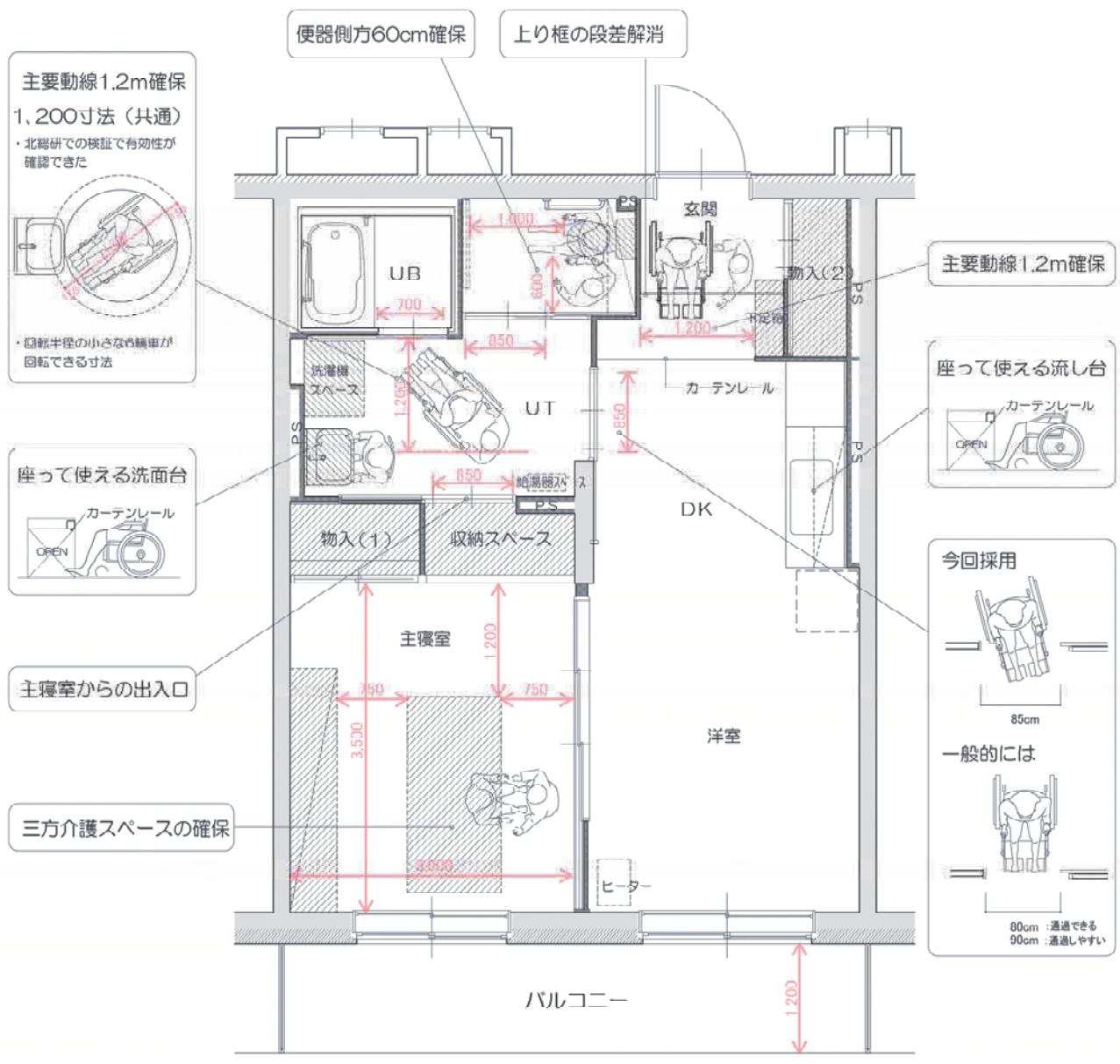
北海道公営住宅等安心居住推進方針やこれまでの公営住宅等整備の手引きの考え方を基に、ここでは、建設実績が多い壁式構造片廊下型住棟におけるユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅設計指針によるモデルプランを示します。



一般住戸平面（基本仕様）

10

〈 2DK 〉

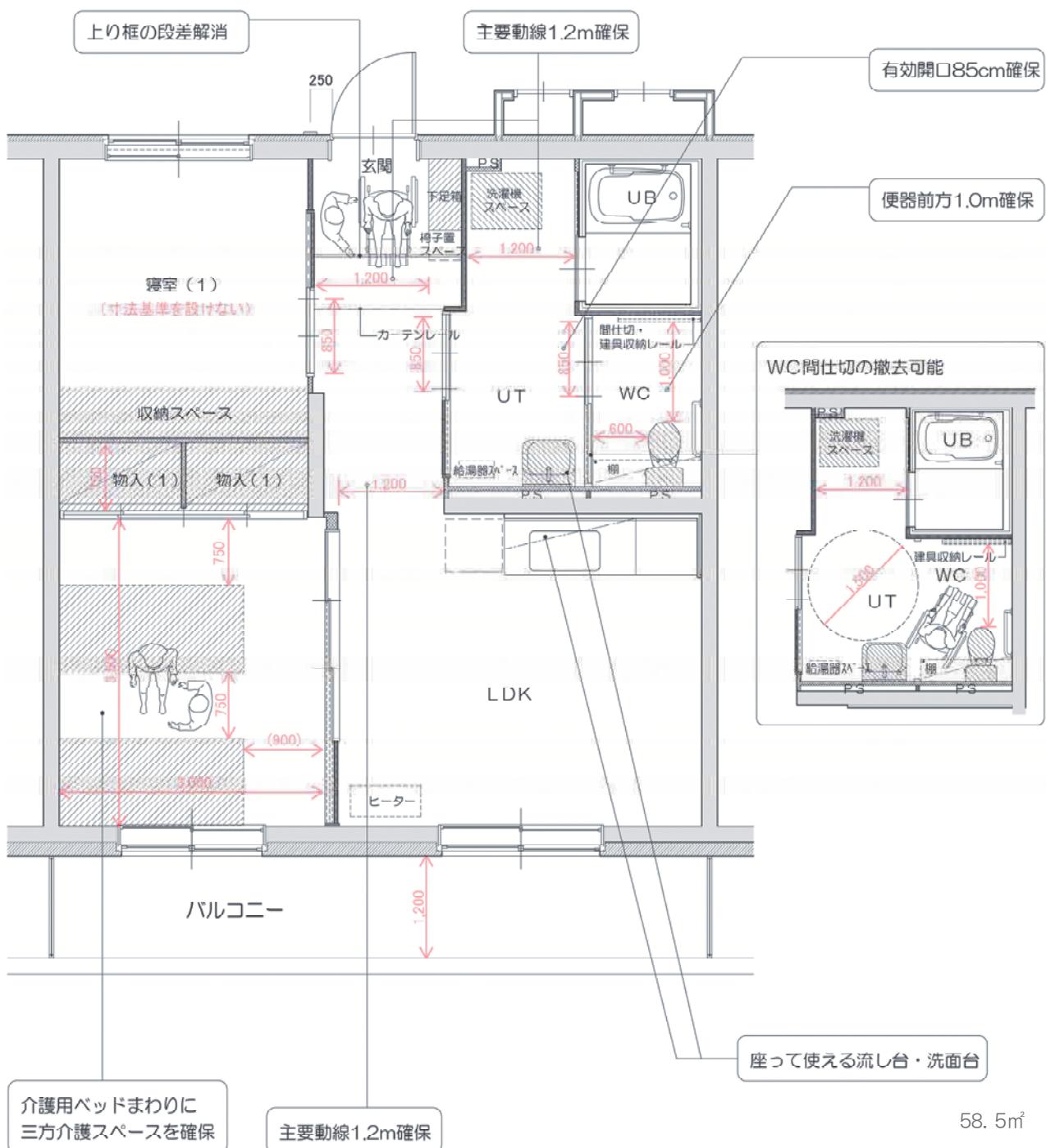


48.75m²

一般住戸平面（基本仕様）

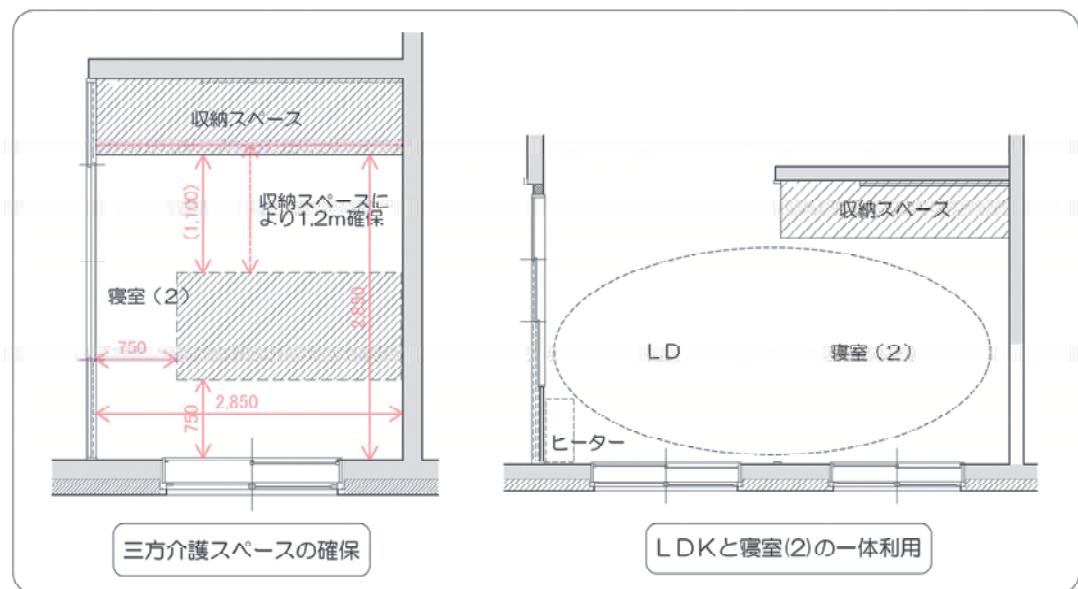
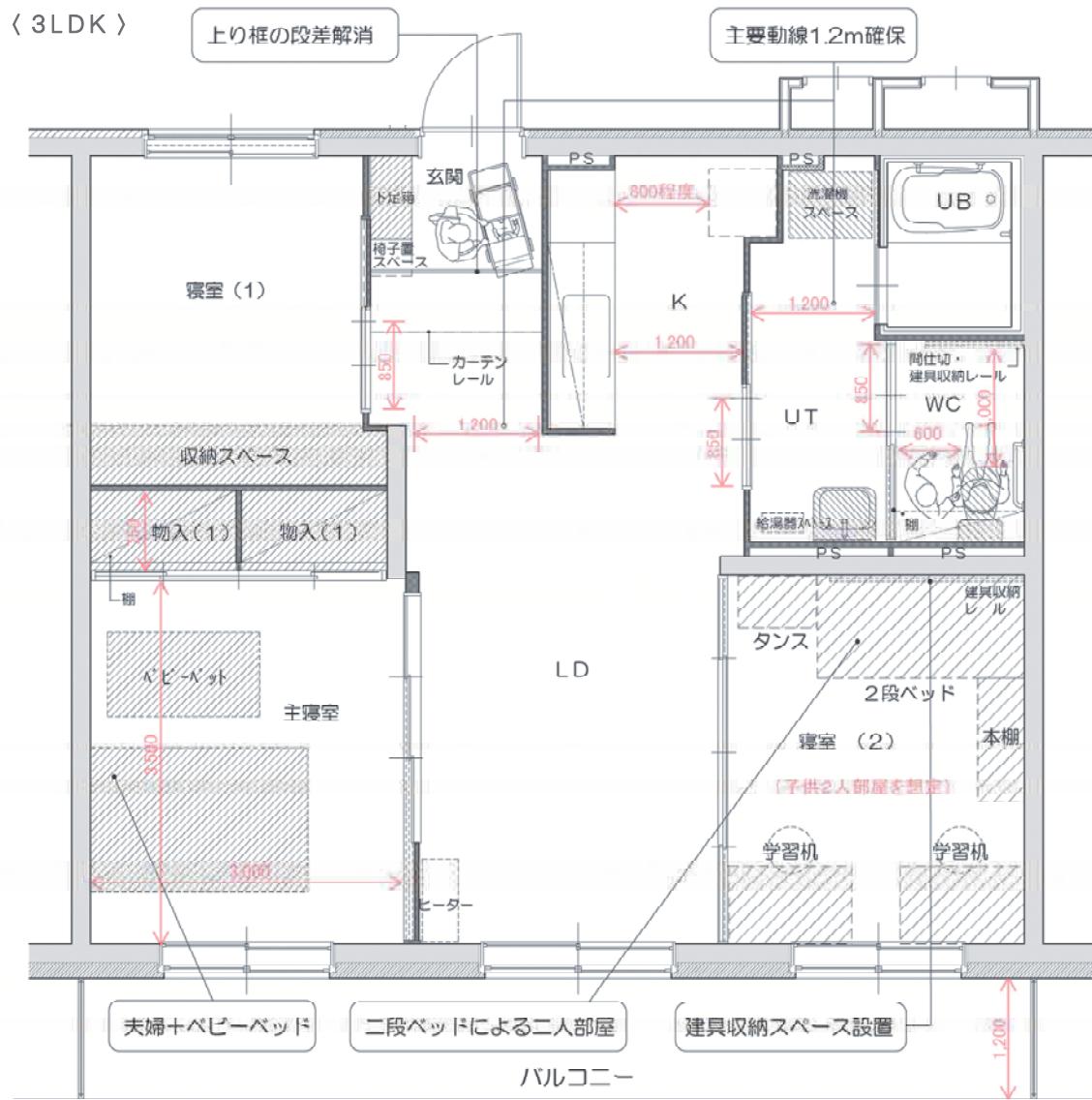
⑩

<2LDK>



一般住戸平面（基本仕様）

⑩

71.76m²

車いす乗用者向け住戸平面

(11)

[基本的な考え方]

一般住戸では、自立した生活をおくることが困難な方々を対象に障がい者向け住宅を供給します。その場合においても、ユニバーサルの観点から、一般住戸仕様をベースに部分的な変更で対応できるようにします。ここでは、主に水まわり部分を変更することにより、車いす常用者向けとしたプランを示します。

